

年に1回健康診査を受けましょう！ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

広域連合お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

後期高齢者の健康診査(約1万円分)と、令和7年度に76歳になられる方の歯科口腔健康診査(約4千円分)を、**県内全ての市町村にて年1回無料**(健康診査後の治療費は有料)で実施しています。

健康診査

健康チェックで病気の早期発見や悪化防止、生活習慣の振り返りに役立てましょう。

実施医療機関 市町村ごとに異なります

実施期間 市町村ごとに異なります



歯科口腔(こうくう)健康診査

令和7年度に76歳になられる方に歯科口腔健康診査を実施しています。歯や飲み込む力などのお口の健康チェックで、肺炎や低栄養などの予防につなげましょう。

対象者 昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれの方

実施医療機関 千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関

実施期間 令和7年6月1日(日)～12月28日(日)



交通事故などにあつたとき

お問い合わせ先 お住まいの市(区)町村

交通事故など第三者の行為で受けたケガで医療機関などを受診された際の医療費は、通常、加害者(相手)側が過失割合に応じて負担するのが原則ですが、お住まいの市(区)町村の担当窓口への連絡と届け出により保険給付を受けることもできます。

届け出をいただくことで、広域連合が自己負担分を除いた医療費を一時的に立替えて医療機関へ支払い、後で加害者(相手)側に請求します。

届け出が必要な場合の主な例

自動車(自転車)等による交通事故で受けたケガ



他人が飼っている動物によって受けたケガ



暴力行為により受けたケガ



令和7年度から医療費通知の発送回数が2回になります

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

広域連合では、保険診療で医療機関を受診した方を対象に、医療費通知をお届けしています。令和6年度までは3回に分けてお届けしていましたが、令和7年度より2回に変更となります。

<変更前>

診療月	発送月
前年11月・12月	6月上旬頃
1月から5月まで	10月上旬頃
6月から10月まで	翌年2月上旬頃



<変更後>

診療月	発送月
前年11月・12月	6月上旬頃
1月から10月まで	翌年2月上旬頃

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を活用しましょう

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは？

- 先発医薬品の特許期間終了後に先発医薬品と同一の有効成分を使用して作られたお薬です。
- 「品質・有効性・安全性」について国の厳しい審査に合格し、厚生労働大臣が承認したものが製造・販売されております。
- ジェネリック医薬品があるお薬について、自ら先発医薬品を希望した場合、特別の料金がかかります。(医療上の必要がある場合や薬局に在庫がない場合などは特別の料金はかかりません。)

「薬代の自己負担額の軽減に関するお知らせ」をお送りしています

現在服用している先発医薬品を、ジェネリック医薬品(後発医薬品)へ切り替えた場合に、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる方に、「薬代の自己負担額の軽減に関するお知らせ」をお送りしています。



**ジェネリック医薬品を希望する場合は、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください
(調剤薬局の在庫状況等により、処方を受けられない場合があります)**